

ここに  
注目!

# 労働法令のポイント

その他の労働関係法令の最新動向は「労働法ナビ」の「News」で随時更新中  
<https://www.rosei.jp/lawdb/>

## 職業安定関係

### 就職氷河期世代支援に向けた各種助成金の拡充 ならびに求人年齢制限の緩和について

雇用環境が厳しい時期（おおむね平成5～16年）に学校を卒業し就職活動を行った、いわゆる「就職氷河期世代」について、正規雇用を促進するための各種施策が打ち出されている。

政府は、就職氷河期世代における非正規雇用労働者や無職者等の人数を約100万人と見込んでおり、同世代の正規雇用労働者を3年間で30万人増やすことを目指した支援プログラム（「就職氷河期世代支援プログラム」令元. 6.21閣議決定）を作成し、厚生労働省をはじめとした府省庁がそれぞれ施策を立案、実行している。

以下では、それら就職氷河期世代支援施策の一部として、各種助成金の拡充ならびに求人年齢制限の緩和について解説する。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令 2. 2.14 厚労令17）

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令 2. 2.14 厚労令18〔令 2. 2.14～令 5. 3.31までの時限措置〕）

吉田慶太 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

#### 1. 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

就職氷河期世代の正規雇用促進に向けて、各種助成金が拡充または新設された。

##### [1] 特定求職者雇用開発助成金

既存の「安定雇用実現コース」の支給要件の見直し・拡充が行われ、「就職氷河期世代安定雇用実現コース」が設定された。正規雇用経験がない、または少ないために十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な者を、

正規雇用労働者として新たに雇い入れる事業主が本助成金の対象となる。

##### (1) 対象労働者(以下のいずれかに該当)

- 雇い入れ日において、35歳以上55歳未満の者
- 雇い入れ日前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇い入れ日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者

- 職業紹介日において安定した職業に就いていない者（失業状態のみならず、非正規雇用労働者も含まれる）
- 公共職業安定所または職業紹介事業者等において就労に向けた支援を受けている者
- 正規雇用労働者として雇用されることを希望している者

(2)支給額

支給額は、[図表1]のとおりである。

[2]トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)

対象労働者の一つである「安定した職業に就いていない者（いわゆるフリーターやニート）」の年齢範囲が「45歳未満」から「55歳未満」に拡大された。本助成金は、安定的な就職が困難な求職者を一定期間（原則3カ月）試行雇用する事業主が対象となる。

(1)対象労働者(以下のいずれかに該当)

- 職業紹介日前2年以内に2回以上、離職または転職を繰り返している者
- 職業紹介日において離職している期間が1年を超えている者
- 妊娠、出産または育児を理由に離職し、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている者
- フリーターやニート等で55歳未満の者
- 特別の配慮を要する者（生活保護受給者、母子家庭の母等）

図表1 特定求職者雇用開発助成金：支給額

企業規模	大企業	中小企業
対象労働者1人当たり	50万円	60万円

[注] 1. 支給対象期間を6カ月ごとに区分し、上記支給額の半額をそれぞれ支給。  
2. 支給対象期間における対象労働者の賃金額を上限とする。

(2)支給額

支給額は、[図表2]のとおりである。

[3]人材開発支援助成金(特別育成訓練コース：有期実習型)

有期契約労働者等に受けさせる有期実習型訓練の実施期間について、「3カ月以上6カ月以下」から「2カ月以上6カ月以下」に拡大された。本助成金は、非正規雇用労働者に対して、正規雇用労働者への転換を目的として訓練を行う事業主が対象となり、当該訓練の経費や、訓練時間中の対象労働者の賃金の一部を助成するものである。

(1)対象となる訓練

- 企業でのOJTと、教育訓練機関等で行われるOff-JTを効果的に組み合わせて実施する訓練であること
- 実施期間が2カ月以上6カ月以下であること
- 総訓練時間が6カ月当たりの時間数に換算して425時間以上であること
- 総訓練時間に占めるOJTの割合が1割以上9割以下であること
- 訓練修了後に「職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（企業実習・OJT用）」により職業能力の評価を実施すること

(2)支給額

有期実習型をはじめとする、特別育成訓練コースの支給額は、[図表3]のとおりである。

図表2 トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)：支給額

企業規模	大企業	中小企業
月額	最大4万円 (母子家庭の母等の場合、5万円)	

[注] 支給期間は最長3カ月間。

## 2. 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年3月31日までの時限措置）

労働者の募集および採用をする際、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならず、例えば「〇～〇歳の方を募集します」というような年齢の制限は、原則的に禁止されている（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及

び職業生活の充実等に関する法律9条）。

ただし、例外として、同法施行規則1条の3第1項において、労働者の募集および採用に関わる年齢制限禁止の例外を定めており（[図表4]の左欄「改正前」）、今回、令和5年3月31日までの時限措置として、新たに就職氷河期世代に限定した労働者の募集および採用を可能としたものである（[図表4]の右欄「改正後」）。

**図表3** 人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)：支給額

区 分			企 業 規 模	
			大 企 業	中 小 企 業
経 費 助 成	一般職業訓練、 有期実習型訓練	20時間以上100時間未満	7万円	10万円
		100時間以上200時間未満	15万円	20万円
		200時間以上	20万円	30万円
	中長期的キャリア 形成訓練	20時間以上100時間未満	10万円	15万円
		100時間以上200時間未満	20万円	30万円
		200時間以上	30万円	50万円
賃金助成			475円	760円
OJT実施助成			665円	760円

- [注] 1. 賃金助成ならびにOJT実施助成はいずれも1時間当たりの金額。  
2. 経費助成に関しては、事業主が負担した実費が上記を下回る場合は実費を限度とする。

**図表4** 年齢制限禁止の例外

改 正 前 (既存の例外項目)	改 正 後 (新設された時限措置：令和5年3月31日まで)
<ul style="list-style-type: none"> <li>定年年齢を上限として、その上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合</li> <li>労働基準法その他の法令の規定により年齢制限が設けられている場合</li> <li>長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合</li> <li>技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定し、かつ、期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合</li> <li>芸術・芸能の分野における表現の真実性などの要請がある場合</li> <li>60歳以上の高齢者または特定の年齢層の雇用を促進する施策（国の施策を活用しようとする場合に限る）の対象となる者に限定して募集・採用する場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就職氷河期世代で安定した職業に就いていない者を対象とした求人                     <ul style="list-style-type: none"> <li>※期間の定めのない労働契約を締結することを目的とし、職業に従事した経験があることを求人条件としない場合に限る</li> <li>※公共職業安定所にも同じ内容の求人を申し込む必要がある</li> </ul> </li> </ul>